マルホ株式会社　一般事業主　行動計画

＜次世代育成支援対策推進法＞

■　計画期間：2024 年 10 月 1 日～2027 年 9 月 30 日［3 年間］）

＜次世代育成支援対策推進法＞

1. 男性における育児のための休暇の取得を促進する。

対策（2024 年 10 月 1 日～）

- ✓ 男性における育児のための休暇取得促進に関し、経営トップからの発信や社内広報誌などによる制度内容等の周知を図る
- ✓ 男性における育児のための休暇取得に対する社内意識調査の実施と取得促進のための制度を設計する。
- ✓ 対象者に対し、休暇取得促進の案内を行う

2. 常態的な時間外労働の削減

① 月平均 30 時間以上を 3 か月連続した部署をゼロにする。
② 年 540 時間以上の者をゼロにする。

対策（2024 年 10 月 1 日～）

- ✓ 時間外労働が常態化している部署に対し、人員配置・業務体制の見直す
- ✓ 時間外労働が一定時間数を超える場合、本人と上司に対する通知を行う（継続実施）
- ✓ ワーク･ライフ･バランスやダイバーシティマネジメントの推進方針に関し、経営トップからの発信や社内イントラを活用した啓発活動の実施する